

秋田県八峰町及び能代市沖における協議会 実務者会議の設置について

令和 3 年 9 月
経済産業省
国土交通省
秋 田 県

1. 趣旨

経済産業大臣、国土交通大臣及び秋田県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「再エネ海域利用法」という。）第 9 条の規定に基づき、2020 年 11 月に秋田県八峰町及び能代市沖における協議会（以下「協議会」という。）を設置し、2021 年 6 月には着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はないとする協議会意見がとりまとめられ、同年 9 月 13 日には「秋田県八峰町及び能代市沖」が促進区域として指定されたところである。

今後、再エネ海域利用法の運用及び本海域における洋上風力発電事業の進展に伴い、更なる詳細な検討を行うべき事項が生じた場合においては、協議会の構成員を基本としつつ、必要に応じて新たな専門家等も加えながら、実務者間で検討を行うことが適当であることから、協議会の下に秋田県八峰町及び能代市沖における協議会 実務者会議（以下「実務者会議」という。）を設置することとする。

2. 事務局

実務者会議の事務は、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課、国土交通省港湾局海洋・環境課及び秋田県産業労働部エネルギー・資源振興課が行う。

3. 議事の公開

実務者会議は原則として公開とし、またその資料及び議事要旨は原則として公表する。ただし、事務局が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするができる。